

会議の名称	平成27年度第3回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成27年7月27日(月)午後6時30分～9時45分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階第3会議室		
出席者 及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 臼井雅子会長・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員 (市事務局) 清水総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・須藤情報公開係主事</p> <p>●欠席者：北野雄二委員・田村初恵委員・當間総務部長</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	<p>(1) 総務部次長挨拶</p> <p>(2) 諮問書授受</p> <p>(3) 諮問審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度諮問第7号 「私立幼稚園補助金事務システム導入作業及びソフトサポート委託」(子ども育成課) ・平成27年度諮問第8号 「東村山市住環境対策業務支援委託」(環境・住宅課) ・平成27年度諮問第9号 「東村山市子育てパートナー『ころころたまご』運營業務委託(利用者支援事業)」(子ども総務課) <p>(4) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度第1回審議会で作された意見に対する回答 ・平成20年度諮問第13号「市民課窓口等業務委託」について委託内容の追加 ・東村山市個人情報保護に関する条例の改正案について(進捗状況) <p>(5) その他</p>		
問い合わせ先	<p>総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・須藤 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227</p>		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部次長挨拶</p> <p>皆さんこんばんは。本来であれば総務部長から挨拶を申し上げますが、公務のため欠席いたしますので私から挨拶を申し上げます。今年度も新たな委託事業が多く、1ヵ月という短い間隔で個人情報保護運営審議会を開催いたしますが、お忙しい中お集まりいただき誠にありがとうございます。</p> <p>最近では、サイバー攻撃によるウイルス感染から日本年金機構の個人情報が大量流出したり、東京都(都立病院、下水道局、主税局)の職員用パソコンがウイルス感染して個人情報が漏えいするおそれがあるなどの問題が報道されま</p>			

した。当市では、個人情報データはパソコン内部に保存してはならず、全庁用のサーバー内に保存することを義務付けていますが、規範意識が薄れることを防ぐために改めてルールを周知徹底し、きちんとした体制を整えていかなければならないと感じております。委託事業につきましても、審議会で慎重なご審議をいただきたいと思っております。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 諮問書授受

総務部次長から臼井会長へ諮問書を手渡す。

(3) 諮問審議

○ 「私立幼稚園補助金事務システム導入作業及びソフトサポート委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び子ども育成課の回答

- 諮問書4ページ【(4) 契約終了後の個人情報のデータの保存年限、返還・廃棄方法】に「本システムのサーバーは～受託者が管理する。」とあるが、サーバーは情報政策課が管理するのではないのか。
- サーバーはいきいきプラザ3階の情報政策課内サーバー室にあるので、情報政策課が管理する。

(補足) 審議会当日は「サーバーは情報政策課が管理する。」と回答したが、後日、所管で再確認した結果、サーバーは情報政策課内のサーバー室に設置しているが、情報政策課職員はサーバーには触れず、保守点検等は受託者のみが行うので、受託者が管理をすることになる。

- 諮問書3ページ【(1) 作業場所】に「受託業務従事者が市役所いきいきプラザ3階情報政策課サーバー室及び市役所いきいきプラザ1階子ども育成課事務室内に立ち入る。」とある。また、4ページ【(1) コンピュータの使用ルール】に「受託者は、子ども育成課事務室内に設置したクライアント1台を使用する。」とある。もし、子ども育成課事務室内のクライアントから情報政策課内にあるサーバーにアクセスしてシステムを入れるということであれば、情報政策課内のサーバー室に立ち入る必要はあるのか。
- まず、本事業で導入するシステムの基本機能について、サーバーにインストール及びセットアップを行う。サーバーへのセットアップ後、子ども育成課のクライアントでもそのシステムを使用できるようにセットアップを行う。
- 子ども育成課のクライアントは、5台セットアップを行うのか。
- その通り。受託者が使用するクライアントは1台だが、テスト作業時は各クライアントで動作確認をする必要がある。
- 諮問書に補助金申請書が3枚添付されているが、3枚とも申請者の銀行口座を書かせる形となっている。諮問書1ページ【1 委託理由】に「東村山市私立幼稚園就園奨励費補助金は、～私立幼稚園の設置者に対して、補助金を交付する」とあるので、保護者の銀行口座の情報は不要ではないのか。
- 平成26年度より、幼稚園から委任状をもらった保護者については、市が直接保護者の銀行口座に補助金を振り込みできるように規則を改正した。そのため、申請書に銀行口座情報を書く欄を設けている。委任状が出されていない保護者の補助金については、幼稚園の設置者に交付する。

- 幼稚園に一括して交付した方が手間が掛らないと思う。
- 保護者に直接補助金を交付してもらいたいと幼稚園側から要望あったことや、幼稚園の事務負担軽減も見込まれることから、保護者に直接補助金を交付できるように規則改正をした。
- 保護者から異論はなかったのか。
- なかった。
- 諮問書4ページ【(1) コンピュータの使用ルール】に「一時的にID及びパスワードの入力を不要と設定したうえで導入を行う。」とあるが、この設定はどのくらいの期間続くのか。セキュリティが丸裸になるので、この期間は非常に危険だと思う。
- システムをクライアントにインストールする期間で、数日程度と想定している。この期間は、クライアントの中に個人情報は何も入っていない状態である。
- 通常、クライアントには特定のIPアドレスがあるので、サーバーにアクセスした場合に、どのクライアントからアクセスしているのか特定できると思うので、ID及びパスワードの入力を不要と設定したクライアントからサーバーに不適切なアクセスがされている場合に、特定できるのかどうか気になる。このクライアントからこのデータベースにアクセスしていることはおかしい、ということ突き止めるような「アクセス監視機能」があるのか、情報政策課に確認してもらいたい。
- 各クライアントに付与されているIPアドレスにより、誰がアクセスしたか特定できる仕組みになっている。
- ID及びパスワードの入力を不要と設定したクライアントからサーバーに不適切なアクセスがされている場合に、特定できる機能があるのか確認をお願いします。
- 承知した。
- 諮問書3ページ【(2) 審査時に必要な個人情報】に「離婚調停記録(該当の場合のみ)」、「里親であるかどうか(該当の場合のみ)」とあるが、これらの情報を収集する必要があるのか。
- どちらも補助金交付審査に必要な情報である。里親である場合は保護者補助金の交付対象外になるので、その判定に必要である。夫婦が離婚調停中で別居している場合は、まだ離婚が確定していないので、父親の課税状況を確認しなければならない。ただ、別居していることを証明できれば母親の課税状況だけで審査を行うので、離婚調停記録の確認が必要である。
- 諮問書2ページ【住基・税情報連携作業】に「取り込みは毎日、～自動で取り込みを行う。」とある。たとえば幼稚園在園者が2,500名の場合、その保護者の住基・税情報が毎日取り込まれるのか。それとも保護者の情報に変更があった際に、取り込まれるのか。
- まずシステムの導入時に、市民全員分の住基・税情報がサーバーに取り込まれる。その後は、幼稚園在園者2,500名分だけではなく、市民全員分の住基・税情報のうち、何らかの異動があった方の情報が取り込まれる。
- システム導入時に、受託者は市民全員分の住基・税情報を見ようと思えば見れるのか。
- (情報公開係補足) このシステムの導入にあたり、まず、市民全員分の住基・税情報をサーバーに取り込む。なぜ、市民全員分の住基・税情報をサーバーに取り込むかというと、私立幼稚園の利用者は年度途中でも増減するが、増減した利用者の情報をシステムに登録する必要があるため、市民全員分の住基・税情報をベースにして突合・登録を行う。

IDとパスワードを持っている職員であれば、システム上は幼稚園在園者2,500名以外の市民の住基・税情報を見られる状態である。しかし、たとえば受託者が保守点検作業を行うとき「Aさんのデータが破損したので、修正してください」といった場合に、職員が作業に立ち会うなかで修正するので、関係のないデータを見ることは不可能と思う。

- サーバーに取り込んだが更新されない住基・税情報はどうなるのか。システムに不要な情報が蓄積されていくのか。
- 更新されない情報を識別して削除することは行っていない。
- 変更した情報だけが更新されるのではなく、市民全員分の住基・税情報を取り込むことに違和感を感じている。アクセスした分だけ情報漏えいする確率が高くなる。
- (総務部次長) 住基・税情報というのは、転入、転居など日々変更される。それを他のシステムに反映させるためには、市民課及び課税課にて管理しているサーバー内にある住基・税情報と他のシステムにある住基・税情報を夜間に全件照合し、変更があった情報を新しいシステムに反映させている。
- 諮問書4ページ【(4) 住基・税情報連携作業】に「異常発生時のみ個人情報を取り扱う」とあるが、どのようなケースを想定しているのか。
- 先日、市民課が持つ住基データ上で古い情報と新しい情報が二重に登録されてしまい、片方のデータを削除しなければならないことがあった。そのときは、サーバーから古い情報を削除してもらった。このような場合を想定している。
- 諮問書1ページ【(1) 幼稚園補助金システムの導入】に「幼稚園在園者(約2,500名)の情報をシステムへ入力するのは子ども育成課職員が行う。」とあるが、これは大変な作業だと思う。情報保護の観点からいうと、相当のデータ量を入力するときは必ずクロスチェックを行う必要がある。現在はクロスチェックは行っているのか。
- 行っている。
- 可能であれば、トリプルチェックまで行った方がよい。
- 膨大なデータ量を手入力することは所管の負担になると思うので、自動で入力できるシステムがあればいいと思う。
- 対象者の名前を入力すれば、住所等は自動入力される仕組みになるので、すべて手作業で入力するわけではない。
- 諮問書2ページ【3 受託者が取り扱う個人情報の種類】に、「最終テストの作業時に個人情報の取り扱いが発生する」とあるが、初回連携時にも個人情報を取り扱うのではないか。また、本委託は市役所内でしか作業を行わないが、市職員は、受託者が作業をしているときは個人情報を取り扱い状況をよく確認することが必要と思う。作業に立ち会う職員用の事務マニュアルを作成したり、作業工程のなかで個人情報の取り扱いがあるのはどこかを職員がしっかり確認することで、より漏えいの穴が小さくなると思う。
- 諮問書4ページ【(3) 受託業務従事者の名簿及び出勤簿の提出】に「受託業務従事者は、東村山市外に在住していることを条件とする。」とあるが、個人情報保護の観点からこのように記載しているのか。
- その通り。
- 市職員が幼稚園在園者の情報をシステムに入力するときに、間違いなく入力されているか二人体制でチェックすること。情報政策課及び子ども育成課職員は受託者の庁内での作業時には立ち会うわけだが、どの作業で受託者が個人情報を取り扱うのか作業工程の確認を事前にきちんと行い、個人情報の抜き取りなどが起こらないよう注意を怠らないこと。子ども育成課のクライアントからサ

一バーへの不適切アクセスの監視機能があるのか、情報政策課に確認すること。
以上をお願いする。

○ 「東村山市住環境対策業務支援委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び環境・住宅課の回答

- 自治会にアンケートを送付するとあるが、諮問書にはアンケート案が添付されていない。アンケート項目は未定なのか。
- アンケートの具体的な内容はまだ決まっていないが、諮問書7ページ【○自治会意向調査 設問案】に記載の通り、5項目の設問を予定している。
- 例えば地域のなかに空き家があった場合、おそらくこの方が持ち主であると自治会は推測できると思う。設問のなかに「この空き家は誰が所有しているものなのか」という質問はあるのか。
- 自治会意向調査には、空き家の所有者を問う設問は入れない。
- 自治会として空き家の利活用の希望を確認する意味合いが強いのか。
- 利活用のみならず、地域における空き家問題全般について伺うものである。
- 自治会意向調査では、自治会が管轄する地域のなかに空き家があるかどうかという確認はしないという理解でよいか。
- 空き家の存在の有無は確認するが、その空き家の持ち主の氏名や住所は聞かない。
- 諮問書7ページ【○自治会意向調査 設問案】に「※図面上にて空き家位置の確認」とあるが、各自治会の区域の地図をアンケートに添付して送付し、自治会で把握している空き家の位置をその地図に印をつけてもらい市に返却してもらうことを考えているのか。
- その通り。
- ゼンリンの住宅地図を見れば建物に誰が住んでいるのかはわかるが、どこが空き家かという情報は防犯上の問題があるので、慎重に取り扱ってほしい。
- 承知した。
- 東村山市は13町であるが、自治会は270もあるのか。
- マンション1棟で1自治会のところもあり、かなり細かく分かれている。
- 空き家対策事業については、将来的に消防や警察と連携して取り組まれていくものだと思う。個人情報情報を消防や警察に提供した場合、個人情報目的外利用になるので、将来のことも見据えて空き家対策に取り組んでいく必要があると考える。
- (総務部次長) 今後は環境・住宅課が中心になり、各所管と連携を取りながら空き家対策を実施していく形になると考えている。また、管理不全空き家については、将来的に消防や警察とも連携をとっていく必要もある。ただ、現段階としては、市として空き家をどうしていくのかまだ対策がないので、まずどういう形で利活用が可能か環境・住宅課で判断した上で、全庁的に対応していく。
- 空き家対策について、経営会議などで議論されるのか。
- (総務部次長) 空き家対策については、経営会議などで諮られる可能性はある。
- まちづくりの観点からみると、空き家対策は市だけではなく消防や警察も含めて対応していく必要があると思う。そう考えたときに、個人情報の目的外利用を行うケースがでてくると思う。
- (総務部次長) そのような場合は、新たに個人情報保護運営審議会で審議をお

願います。

- 「空き家特別措置法」では、空き家の所有者に係る個人情報を利用できる。
- 自治会にアンケートを送付するということだが、自治会は高齢化が進んでいるので正確な回答が期待できるのか疑問もある。市内には高齢者の見守り等を行う団体がいろいろあり、自治会よりも空き家の把握ができているところもあると思う。また、自治会加入者のなかに「あそこは空き家だ」といった情報が広まってしまう可能性が懸念される。
- 本事業の目的は市が空き家情報を得るだけではない。空き家の所有者と自治会の間で、この空き家を利活用したい、利活用させてほしいという気持ちがマッチングした際に、間を市がつなぐことも想定している。
- マッチングさせることは次の段階で、まずは空き家の位置を確認することが大事である。
- 空き家に係る苦情は近隣住民から多いので、空き家の所在地は市である程度把握している。空き家の所有者が分からない場合は、市が土地・家屋台帳や近隣住民の情報等を収集していく。
- 諮問書8ページ【所有者意向調査、設問案】に「問1：現在も住み続け、生活を送っていますか」という質問があるが、住んでいないにも関わらず「住んでいる」と回答してきた場合はどのように対応するのか。
- (総務部次長) 本事業の実施以前に「実態把握基礎調査」を行っている。その調査では、空き家と思われる場所の把握はしたが、建物のなかには入っていないので、居住者がいるかの調査はしていない。居住者がいるかどうかの確認をするために、このような設問を設けている。
この設問に、「住んでいる」と回答された際の対応としては、見た目は空き家だが実際には居住者がいるということで、市が持つ空き家情報から削除する。「住んでいない」と回答された際は、空き家の利活用方法について自治会に意向調査を行う。
- アンケートを作成する際は工夫が必要だと思う。アンケート案に「現在も住み続け、生活を送っていますか」とあるが、年に数回空き家に行くだけの人は、どのように回答すればいいのかわからないと思う。また、先ほど本事業の趣旨は、空き家の所有者の意向と自治会の意向がマッチングした際に両者を結び付けることであるとの説明があったが、アンケートの内容によっては逆効果になる可能性もある。例えば、所有者はやむを得ず空き家にしてはいるが自治会は迷惑に思っている場合に、市が自治会に意向調査をしたことがきっかけで「自治会ではあそこの空き家を迷惑に思っていて、そう市に回答したんだって」といった噂が地域に広がり、空き家所有者と自治会の関係が悪くなるおそれがある。迷惑度や危険度に対する設問は慎重に検討された方がいいと思う。
- 自治会長がアンケートへの回答を拒否する場合も出るのではないか。迷惑度や危険度を回答することで、空き家所有者とトラブルになることを懸念してである。
- (情報公関係) 自治会意向調査の設問については、案をまだ考えている段階である。自治会長が書いた回答を市が公表し、自治会長が書いたものであると空き家所有者が知った場合はトラブルになる可能性もある。それを防ぐ対策は、所管でこれから考えるところかと思う。自治会長に忌憚のないご意見を書いてもらうにしても、特定の空き家について書いたことはわからないよう公表の仕方を工夫するなどの対応が必要になるだろう。また、自治会長が一人で回答するのか、自治会役員が集まって回答を作るのかどちらもあると思うが、「空き家

所有者の利害につながる情報なので、回答内容を地域の方に話すのはお避けください」といった注意書きをアンケート用紙に付ける等、今いただいた御意見を参考にして意向調査の設問を工夫する必要があると考える。

- アンケートに回答した方には、所有者の利害に係る情報なので回答内容をむやみに口外しないようお願いした方がいいと思う。
- 誰がどの空き家について回答したのかわからないように、結果を公表する際には工夫する。なお、市民協働課には自治会長名で「この空き家をどうにかしてもらいたい」といった要望書が複数来ており、地域が困っているケースは環境・住宅課でも把握している。設問内容や公表の仕方については、地域の中でトラブルが起きないように十分に配慮していく。
- 先程、見守り団体等の自治会以外の団体も活用できないかという意見があったので、予算の制約もあるが検討できないか。
- まずは地域を管轄する一組織である自治会にお願いできればと考えている。
- 約500棟の空き家の所有者にアンケート調査を行うとあるが、回収率はどのくらいを見込んでいるのか。
- 他市の実績も考慮し、2～3割を想定している。
- 空き家の所有者にヒアリング調査を行うとあるが、受託者は同席するのか。また、電話でヒアリング調査を行う場合は、市職員が電話をするのか。
- その通り。
- 諮問書20ページ【仕様書(3)ヒアリング調査】に、ヒアリング調査を行う際は市職員と受託者が同席する旨の文言を追記してもらいたい。
- 承知した。
- 諮問書4ページ【(2)記録媒体の使用】に、記録媒体の持ち出しが必要な場合とあるが、これは空き家所有者にヒアリング調査を行う際に、電子データを持ち出すことを想定しているのか。
- ヒアリング調査では紙媒体の書類を用いるので、記録媒体による電子データの持ち出しはない。
- 「持ち出し」となると、事業の途中で何か必要があつて電子データを持ち出すように思える。ヒアリング調査とは別に現地調査に行くこともありうるのか。
- 受託者にはヒアリング調査の後に、空き家周辺の現地確認をしてもらう。その際に紙媒体だけではなくタブレット端末等も使用するかもしれないが、まだ調整していない。
- 仕様書にはヒアリング調査のことは書いてあるが、現地調査を行うとは書いていないが。
- 実態調査で把握した500棟について、再度外観からの調査を行うと受託者から提案があつた。受託者が提案した「再調査を行う」旨を仕様書に明記する。
- 現地調査を行うのであれば、個人情報を取り扱う機会がでてくると思う。
- 現地調査の際は、空き家所有者の氏名、住所等は持ち出す必要があると考えている。
- 持ち出した個人情報の管理をどのように行うのかを決めておく必要がある。タブレット端末等は会社が貸し出すのか、それとも個人所有のものにデータを入れるのかも心配である。
- 受託者は他の市町村でも同様の事業の実績はあるのか。
- 神奈川県茅ヶ崎市、多摩市、稲城市は本受託者に委託している。
- アンケートの設問内容を慎重に検討すること。受託者が現地を再調査した際の電子データの持ち出し方法及び記録方法の確認をすること。もしかすると受託者は、持ち出す個人情報データは登記簿等で公表されている情報なので取扱い

にそう慎重になる必要はないと考えるかもしれないが、東村山市としては、慎重に取り扱う方針であるという姿勢を示す必要がある。

○ 「東村山市子育てパートナー『ころころたまご』運營業務委託（利用者支援事業）」について、諮問どおり行うことを「可」とする。

※委員意見及び子ども総務課の回答

- 社会福祉センター内にある「ころころの森」もこの受託者が委託しているのか。
→ 「ころころの森」は、本事業の予定受託者である東村山市子どもNPOユニットが指定管理者となり業務を行っている。
- 本事業と「ころころの森」の違いは何か。
→ 「ころころの森」は相談機能をメインとした事業ではないので、利用者からの相談に対し「市ではこのような制度や事業を行っているのでご利用ください」とお奨めする程度である。本事業は市役所内で実施するので、たまたま別の用事で市役所に来た方でも気軽に悩みを相談でき、何かあればすぐに所管に引き継ぐことができる。この点が大きな違いである。
- 子育てに悩む保護者に寄り添っていくためには、何度も相談が必要な場合もあると思う。諮問書16ページ【個別相談票】がカルテのように相談内容が蓄積されていくのかどうか気になる。保護者が以前にも何回か相談に来たかどうか分かる仕組みになるのか。
→ 相談が1回で済む方もいれば、複数回相談される方もいると思う。また、お子さんが小学生の時に相談に来られたが、中学生になったときに再び相談に来られる等、7～8年の期間を経て相談を受ける可能性もある。子育ては短い期間ではないので難しいところであるが、いたずらに情報を蓄積し過ぎてしまっても良くない。あくまでも本事業は最初の相談窓口であり、継続した対応等が必要なケースは各所管に繋ぎ、所管の方で相談内容を保管する。
- いきいきプラザ1階に「利用者支援事業保育スペース」（以下「保育スペース」という。）を設けるとあるが、この広さで十分なのか疑問である。質問や相談する際は立ち話のような形で行われるのか、それともソファに座って話すのか。
→ 保育スペースにはウレタンマットを敷き、子どもが常時遊べるように乳幼児のおもちゃを置く。その際、保護者が子どもを見守りながら気軽に話ができるように、常設のソファに保護者が座り、隣に受託者の職員が座って一緒に話をしながら悩みを聞き取っていく。
- 保育スペースに「ころころたまご」の掲示はどのように行うのか。
→ 看板の設置方法は受託者と協議している。ソファと喫茶コーナーの間にパーテーションがあるので、そこに架けられるような形で看板を設けるか、倒れても子どもや通行人が怪我をしないように軽い素材を使って作成することも考えている。
- 倒れても自動的に起き上がる「起き上がり小法師」であれば、子どもが遊べ簡単に撤去できると思う。
→ 前向きに検討する。
- 子育てに悩みがある人は、子ども総務課に直接行かれると思う。保育スペースを利用する人がいるのか気になる場所である。
→ 約5年前に東村山子どもNPOユニットの前身である子育てサークルが、月に一度同じ場所で保育スペースを開いていた時期があった。そのときは、いきいきプラザ1階の各所管窓口を利用する保護者が窓口で手続をする際にお子さん

が保育スペースで遊んでいくことが多かったという話を聞き、本事業でも保育スペースを設置することにした。

- 保護者が窓口で手続を行っているときに、お子さんが遊んでいたということか。
→ その通り。手続している保護者のすぐ近くでお子さんが遊んでいる。
本事業は他の自治体でも始まったばかりで、保育スペースの1日の利用者数は想定できない。ただ、子育てに係る悩みを抱えている方々に気軽に相談できる場所を提供し、そういう場所が市役所にもあるということを知ってもらうためのスペースである。
- 諮問書4ページ【(3) 外部回線との接続】に「受託者持ち込みのインターネット端末等の使用は許可するが、～利用者からの相談に対応するための情報収集、閲覧の範囲とし」とある。受託者がどのような情報を収集することを想定しているのか。
→ 例えば、他市から転入された方が「以前住んでいた市ではこんなサービスがあった」と話された場合に、以前住んでいた市のサービスを調べたりする。また、他市や国の情報を調べたり、東村山市ではこのようなサービスを行っていますよと市のホームページ画面を相談者に示すためにタブレット端末を利用することも想定している。
- 個人情報やタブレット端末に書き込むことはないという理解でよいか。
→ その通り。
- タブレット端末を利用する用途の範囲を仕様書に書く必要がある。
→ 承知した。
- 諮問書3ページ【(4) 受託者における個人情報の保管方法、保存年限 ※部分】に「受託者には、業務上知り得た個人情報は～口外等をしない旨の誓約書を従事者から提出を受けるように求める。」とあるが、従事するときだけでなく、可能であれば離職するときにも再度提出を受けようようにしてはどうか。退職時に改めて書いてもらおうと注意喚起の効果が強いと思う。また、従事者から受託者に提出された誓約書については、可能であれば受託者から市にそのコピーを提出してもらってはどうか。
→ 承知した。
- 受託者による専任職員の配置は1名以上とあるが、だいたい1名で対応するのか。
→ 専任職員は2名体制で考えている。1名が個別相談を受けているときも、1名は保育スペースに残る形をとる。
- 保育スペースで子どもが怪我をした場合、責任の所在が仕様書には書いていないがどうされるのか。
→ もし保育スペースで事故が発生した際は、保育施設で入る保険と同等の保険に入ることとし、現在受託者と協議している。また、諮問書13ページ【仕様書 5. 委託内容 (3)】に「乙は、相談等に伴う子ども保育及び保育スペースの管理を行うこと。」と記載しているので、この内容に沿って受託者が保険加入をする。
- タブレット端末等を利用する用途の範囲を仕様書に追記すること。受託業務従事者が受託者に提出する「個人情報を口外しない旨の誓約書」については、可能であれば従事者が離職するときにも、再度提出を受けようようにしてもらい、受託者から市にそのコピーを提出してもらいたい。

(4) 報告

- 平成27年度第1回審議会に出された意見に対する回答（総務課）

(情報公関係主事)

諮問第1号から第4号について、いただいたご意見に対する回答を報告する。本日お配りした「個人情報保護運営審議会の答申の回答」という資料をご覧ください。主な回答のみご説明する。

諮問第1号の黒丸の1つ目をご覧ください。

- 調査票に意見を書ける欄があるということで、例えばハラスメントなどの被害者が個人や会社を特定できる記述をする可能性もある。調査票はまずは市に返送されるので、受託者に渡す前に個人を特定できる記述がないかを必ず確認すること。
- 調査票が市に返送されるのは9月以降を予定しているので、個人を特定できる記述が実際にないかを確認した後で報告する。また、他のご意見に対する回答についても合わせて報告する。

諮問第2号について、黒丸の1つ目をご覧ください。

- 本事業の契約期間は6か月で終わりその後の継続は未定なので、契約終了後に個人情報を書かれた書類をすべて市に返却させてはどうか。将来またこの事業を実施するにしても受託者が変わる可能性もあるので、契約終了にあわせて返却させ、再度契約したときはその時点でまた書類を渡すとするのが、一番わかりやすい。
- 検討した結果、契約終了に合わせてすべての書類を市に返却させることとする。

諮問第3号について、黒丸の3つ目をご覧ください。

- 受託者が用意するコンピュータに個人情報が入力されるので、修理や更新がきちんと行われているのかを定期的を確認し、万が一ハードディスクなどを交換することになった場合は、個人情報データをどのような方法で保護するのかを確認してもらいたい。
- ハードディスクなどを交換する際には、管理者（市民スポーツ課長）の許可のもと市の管理する記録媒体（USB）にて、市職員立ち合いのもと対象のパソコンからのデータの引き上げを行う。交換後には、データ引き上げ時と同様の手順で引き上げたデータを対象のパソコンに戻すこととする。

諮問第4号について、黒丸の1つ目をご覧ください。

- 本事業で使用するセキュリティ便の事故率について分かるのであれば教えてもらいたい。
- 委託業者であるデータホライズンが利用したセキュリティ便についてはこれまでの実績において事故率はゼロであった。

その他仕様書等で文言を修正した部分については、修正した箇所に線を引いて別紙でつけているので、後ほど目を通していただきたい。

- 平成20年度諮問第13号「市民課窓口等業務委託」について、委託内容の追加

平成20年度に諮問し可の答申をいただいている「市民課窓口等業務委託」

について、担当の市民課から、委託する業務内容を追加するとの説明があったのでご報告する。

現在委託している業務のうち主なものは、各種証明書（住民票の写しや戸籍謄本、印鑑登録証明書）の交付申請書の受付と、証明書類の作成業務である。このほか、人口動態や戸籍の附票の記録の入力、市職員が受付した住民異動届（転入や転出、転居など）や婚姻届などの内容を入力するといった業務も委託している。

7月末から新たに追加して委託するのは、印鑑登録証明書ではなくそもそも最初に印鑑登録をするときの印鑑登録申請書と廃止申請書の受付業務、これまでシステムへの入力だけをやっていた住民異動届や婚姻届などの受付業務、住基カードや個人を認証するための電子証明書の交付申請書の受付の3業務である。

現在、委託先の従事者が取り扱っている書類のうち主なものは、戸籍謄本や住民票の写し、印鑑登録証明書の交付申請書である。7月末から新たに取り扱う個人情報書類は、住民異動届、印鑑登録申請書、印鑑登録廃止申請書、印鑑登録証亡失届、住基カード交付申請書、電子証明書発行・更新申請書である。

今回の委託の追加で、個人情報書類としては従事者が取り扱うものが増えるが、そこに書かれている個人情報は氏名、住所、生年月日、続柄、電話番号、性別、印影、顔写真、国籍などで、今の委託業務で既に取り扱っているものと同じである。新たに受託先の従事者が取り扱うことになる個人情報は無い。このため再諮問は不要と総務課で判断し、報告とさせていただいた。

- 新たに取り扱う業務が増えるが、従来のIDとパスワードで、新たに取り扱うことになるシステム画面にもログインできるのか。それとも、従来はログインできなかったが、できるようにシステムもしくはIDとパスワードを変更するのか。受託者が従事する業務が拡大して新たなシステム画面にアクセスする必要が出たときに、これまでのIDとパスワードではブロックされるかどうかを見れば、システムのガードの強さがわかる。現在、市役所に多くの受託者が入る構造のなかで、指定の業務以外の作業を行おうとした際はシステムにアクセスできない仕組みとなっていることが理想である。また、不適切アクセスを監視する仕組みがあればさらによい。
- 市民課に確認し次回報告する。
- 市民課の窓口業務を委託していることは、市民は知っているのか。
- 市職員とは別の名札をつけているので、市民課の窓口が市職員ではないことは来庁された方には浸透してきていると考えている。
- その点について、市民から質問等はあるのか。
- 質問があったかどうか、総務課では把握していない。

○ 東村山市個人情報保護に関する条例の改正案について

個人情報保護条例の改正案の進捗状況について報告する。前回の審議会でも個人情報保護条例の改正案をお渡しして、その後、皆様からいくつかご意見をいただき個別に回答した。

パブリックコメントのご意見募集期間は7月1日から21日までで、お1人から2つのご意見をいただいた。本日お配りした資料「東村山市個人情報保護に関する条例の改正案（概要）に関する意見募集の結果」のとおりである。

ご意見の内容は、「漏えい等を起こした際の罰則規定が軽すぎるのではない

か」、「漏えい等が起きた場合、漏えいを起こした本人が罰則されるは当然だが、その上司ひいては市長はどのように責任をとられるのか、ルールを定めておく必要があるのではないか」というものである。現在はご意見に対する回答をまとめているところで、まとめ次第、市ホームページで公表する。条例改正案については前回報告した案からまだ変わっていない。これから集中的に法務課等と詰めていく。

- 条例で定めるのは行政罰である。不法行為による連帯責任を課すのであればわかるが、行政罰で連帯責任を課すのは少し違うと考える。
- 監督不行き届きの問題になる。また、理事者については連帯責任というよりも自らの判断で減給等を決める形となる。地方公務員法上の懲戒処分の規定は特別職の公務員には適応されない。

以上

※この会議の資料（諮問書など）は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報（個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など）が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。